

18年ぶり改正！

2024年4月から、全額経費にできる接待飲食費の基準が
1人あたり **5,000円から1万円に倍増!!**



社内ルールで取引先との食事代は1人5,000円までになっているけど、今どき5,000円じゃあ・・・

値上げしたいけど1人5,000円を超えると法人のお客様が減ってしまう・・・



実はその基準 **2024年4月から 変わります!**

令和6年度税制改正における交際費課税の特例の改正事項

- 交際費から除外される飲食費（1回1人あたり）の上限を **5,000円から1万円に引上げ**

交際費等の範囲に含まれず、接待飲食費で全額経費にできるもの

《2024年3月末まで》



1人あたり **5,000円**まで

《2024年4月以降》



1人あたり **1万円**まで

事業年度に関係なく、2024年4月1日以後に支出する
接待飲食費から適用されます！

もし1人あたり1万円を超えてしまった場合は？

交際費800万円まで全額損金算入できる中小企業向けの特例措置
(交際費課税の特例) が **3年 (2027年3月末まで) 延長**されています。
(具体例) 取引先との食事(1人あたり**1万円**超)、取引先とのゴルフ、取引先への香典や祝い金 等

改正の背景・よくある質問については **裏面** をご覧ください！



今回の基準引き上げで何が変わるの？

改正の背景

- ✓ コロナ禍以降も伸び悩む法人の飲食需要の喚起
- ✓ 「安いニッポン」と呼ばれるデフレマインドの払拭

が期待され、大幅拡充が実現しました。

接待飲食費を使う企業は…



**取引先の維持・新規顧客の拡大に向けたチャンス！
営業活動に上手く活用しましょう！**



社内規程や慣習で接待飲食費の基準が1人あたり5,000円と
なっていませんか？

飲食店等は…



**客単価引上げによる利益拡大のチャンス！
従業員の賃上げも可能に！**



コース料理等の価格や会合の参加費等について、5,000円基準を
基に設定していませんか？

今回の改正を機に、基準の見直しや社員への周知を行いましょ！

※必要に応じて専門家(税理士や社労士等)とご相談ください

今回の改正を機に、価格設定の見直しや、新メニュー開発を検討しましょ！

経済の好循環で日本を元気に！！

よくある質問

Q

一人当たり1万円を計算する際に消費税は含まれますか？

A

企業によって異なります。

税抜経理を採用している企業であれば、消費税抜きで10,000円まで
税込経理を採用している企業であれば、消費税込みで10,000円まで

交際費課税の特例に関するご相談は、各窓口にお問い合わせください

税務に関するご相談
お近くの税理士へ

交際費課税の特例など、税務に関するご相談は、
お近くの税理士までご相談ください。



経営改善に関するご相談
商工会議所

経営改善に向けた相談や、専門家派遣等を実施しております。
詳しくは地域の商工会議所までお問い合わせください。



「え!?! 贈与税 相続税 の負担ゼロはイマだけ!?!」

経営の承継はアナタが決める!

事業承継税制の特例がある今こそ対策を!

承継問題、どうしたらいいの…

エントリー数はこれまでに15,000件!

事業承継税制の特例を選んだアトツギ、
増えてます!



事業承継
相続 納税資金
贈与

活用した後継者の声



手間を考えても、税負担ゼロのメリットの方が
大きいです。特例のおかげで、IT投資や賃上げ
の決断ができました (小売業)

期間
限定

事前エントリーは **2026年3月末** まで!

特例は **2027年12月末** で終了予定!

事業承継税制の特例ってなに? どんなメリットがあるの?

「特例承継計画」と呼ばれるエントリーシートを提出して、
事業承継すると、後継者は主に次のようなメリットを受けられます



メリット1 自社株の贈与・相続時の **税負担ゼロ!** (最後は免除に!)

メリット2 株価が上昇しても安心! 贈与時の株価で **価額を固定!**

事業承継税制の特例ってデメリット・リスクはないの?

よくある
ギモン

- 納税猶予ってことは、いずれ税金を払うんでしょ?
- 猶予が取り消されたら、猶予期間中の利子税の負担も大きいのでは…
- 自分からみて三代目の後継者のことなんて考えられないよ!

A

後継者が次の後継者に承継すれば、猶予されている後継者の納税が免除されます。
猶予取消になった場合、猶予税額の全額または一部と利子税を納付する必要が
ありますが、**特例にはリスクを軽減する措置**が講じられています!



税理士からのワンポイントアドバイス!

承継時に本来払うはずだった贈与税・相続税を払わなくて済む異例の制度です。
猶予された資金を一部運用するなど、**猶予取消になっても納税できるような対策**を
講じていれば、「もしも」の時にも安心して対応できます!

詳細は裏面へ

事業承継税制の特例のモデルケース



① 特例を使って贈与
自社株式

事前エントリーは … 2026年3月末まで
株式の移転は …… 2027年12月末まで



① 贈与税が
100%猶予

② 事業継続 (5年間以上)



③ 一般措置を使って贈与
自社株式



③ さらに
A→B の贈与税が**免除!**
B→C の贈与税が
一部猶予

一般措置ってなに?

- 全株式を対象に贈与・相続とも100%猶予される特例と異なり、期限がなく、エントリーも不要ですが、**総株数の2/3までを対象に、贈与時は100%、相続時は80%まで税額を猶予する制度**です。

例えば、先代経営者が子1人に株式を生前贈与すると…



自社株式
5億円



贈与税額は…

なんと!

約2.7億円

本来納税する
はずだったケド…

税

特例なら
税負担は

0円!

一般措置なら
税負担は

約8千万円

事業承継税制の特例のリスク軽減措置

リスク1

猶予対象の株式を
売却した場合

猶予税額と利子税 (令和6年は年0.4% (※1)) の納付が必要です。売却による収入の一部をもって納税することも可能です。一定の要件を満たせば売却額ベースで税額を再計算し、それが猶予税額を下回る場合、**差額が免除**されます。もし、贈与時 (相続時) に比べて売却時の株価が上昇していても、贈与時 (相続時) の価額で固定されているため、株価上昇による追加的な税負担はありません

リスク2

会社を解散
(廃業等) した場合

猶予税額と利子税 (令和6年は年0.4% (※1)) の納付が必要です。一定の要件を満たせば解散時の評価額で再計算し、それが猶予税額を下回る場合、**差額が免除**されます

(※1) 承継してから5年経過している場合は、5年分の利子税は免除されます

リスク3

先代経営者の死亡

猶予中の**贈与税は免除**され、贈与時の評価額で相続税額を再計算し、**相続税の猶予に切り替わります**。贈与時の価額で固定されているため、贈与後に会社が成長し、株価が上昇していても、相続税額には影響しません (※2)

(※2) 相続時の株価が贈与時から下落しても、贈与時の価額で相続税が計算されます

リスク4

後継者の死亡

猶予されていた贈与税・相続税は**免除**されます (※3)

(※3) 後継者から次の後継者に承継した株式への相続税は別途発生します
ただし、新たに事業承継税制を活用することで納税猶予が受けられます

事業承継に関するご相談は、各窓口にお問い合わせください

税務に関するご相談
お近くの税理士へ

事業承継税制の申請など、税務に関するご相談は、お近くの税理士までご相談ください。



経営改善に関するご相談
商工会議所

事業承継に向けた経営改善の相談や専門家派遣等を実施しております。
詳しくは地域の商工会議所 (右記) までお問い合わせください。



取引適正化 オンライン説明会 推進相談窓口

中小企業においては、人件費や原材料・エネルギー価格の高騰に、取引価格が追いついていない状況です。福岡商工会議所では、これらの課題を解決するためにオンライン説明会の開催および相談窓口の開設をいたします。この機会に取引適正化を通じて経営力の強化に取り組みましょう！

■こんなお悩みをお持ちの方はぜひご利用ください！

- ◇取引先に価格交渉・転嫁に応じてもらえずお困りの方
- ◇価格交渉をどう行ってよいか分からない方
- ◇中小企業庁などで公開されている価格交渉ツールの使い方が分からない方
- ◇取引適正化によって、賃金を上げる環境を整備したい方



(1) 取引適正化オンライン説明会

- 【日時】 毎月第2・第4水曜日(10:30~12:00)
※実施期間:令和7年1月22日まで ※5月のみ5/23(木)
- 【形式】 オンライン(Zoom)
- 【対象】 中小・小規模事業者(会員・非会員問わず)
- 【費用】 無料
- 【内容】 ・値上げに対する消費者の動向
・利益と価格の構造
・適正価格の設定方法
・価格交渉・価格転嫁状況速報
・価格転嫁のポイント(交渉に関わる基本知識)
・各業界の事例
- 【申込】 下記URLまたは右記QRよりお申込みください
(<https://www.fukunet.or.jp/fcci-events/event-2025-01-002/>)
- 【お問い合わせ】 TEL 092-441-1146 (福岡商工会議所 中小企業振興グループ)



◀ オンライン説明会
申込ページ

(2) 取引適正化推進相談窓口

- 【日時】 毎月第2・第4水曜日(13:00~16:00 ※1社1時間)
※開設期間:令和7年1月22日まで ※5月のみ5/23(木)
- 【場所】 福岡商工会議所 2階
- 【対象】 中小・小規模事業者(会員・非会員問わず)
- 【費用】 無料
- 【内容】 取引適正化でお困りのこと全般(交渉方法、価格交渉ツールの使い方等)
- 【予約】 TEL 092-441-2161 (要・事前予約) (福岡商工会議所 東部/中央オフィス)



【主催】福岡商工会議所

【共催】福岡県よろず支援拠点

【お問い合わせ】

〈説明会〉 中小企業振興グループ TEL 092-441-1146

〈窓口予約〉 東部/中央オフィス TEL 092-441-2161

賃上げに取り組む中小企業を応援!

「中小企業向け賃上げ促進税制」が大幅に強化されました!



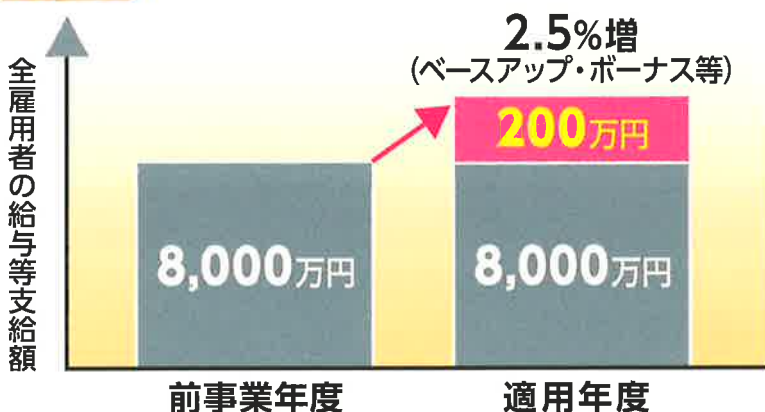
人材確保のためにも賃上げしたいけど、業績がどうなるか不安…

「中小企業向け賃上げ促進税制」とは

中小企業者等が、雇用者への給与等支給額を前事業年度と比べて増加させた場合に、その増加額の一部を法人税（個人事業主は所得税）から税額控除できる制度



例えば 給与等支給額を2.5%増やした場合



最大90万円[※]の税額控除!

※ 給与等支給額増加分(200万円) × 税額控除率(最大45%)

「中小企業向け賃上げ促進税制」の概要^(※1)

対象: 資本金1億円以下の中小企業者等

		内容	税額控除率
要件		全雇用者の給与等支給額が 対前年度と比べて+1.5%以上増加	15%
		全雇用者の給与等支給額が 対前年度と比べて+2.5%以上増加	or 30%
上乗せ措置① (教育訓練費)	要件緩和	教育訓練費の額が対前年度と比べて +5%以上増加 ^(※2)	+ 控除率を 10%上乗せ
上乗せ措置② (両立支援等)	新設	「くるみん以上」または「えるぼし二段階目以上」 の認定を受けた企業 ^(※3)	+ 控除率を 5%上乗せ

(※1) 適用期間は2024年4月1日から2027年3月31日までの間に開始される各事業年度 (個人事業主は2025年から2027年までの各年)

(※2) 教育訓練費の額が「当期の給与総額の0.05%以上」が要件

(※3) プラチナくるみん認定、プラチナくるみんプラス認定及びプラチナえるぼし認定については、適用事業年度終了の日において認定を取得している場合が対象。また、くるみん認定、くるみんプラス認定及びえるぼし認定(二段階目～三段階目)については、適用事業年度中に認定を取得した場合が対象。

最大45%の税額控除!

(控除上限は法人税額等の20%)

さらに!

賃上げを実施した年度に控除しきれなかった場合…
5年間の繰越が可能となりました!

詳細は裏面に ▶▶▶

制度に関する
省庁のHP

中小企業向け
賃上げ促進税制
(中小企業庁)



くるみん認定
(厚生労働省)



えるぼし認定
(厚生労働省)



繰越控除措置が創設 これまで税制の恩恵が受けられなかった企業も対象に!!

例えば

給与等支給額を200万円増加
(対前年比2.5%増の賃上げ)を実施

本来なら**最大90万円の税額控除**
が受けられるはずが…

改正前

ケース1 今期が赤字の場合

▶ 法人税額が0円のため、賃上げしても税制の恩恵が受けられない。

ケース2 繰越欠損金が残っている場合

▶ 今期の当期純利益を前期までの繰越欠損金と相殺し、課税所得がない場合、法人税額は0円になるため、賃上げしても税制の恩恵が受けられない。

ケース3 控除上限で控除しきれなかった場合

▶ 例えば、法人税額が100万円だった場合、控除できる額は20万円※となり、差額の70万円は税制が適用できず、税制の恩恵が限定的になってしまう。

(※) 法人税額 100万円 × 控除上限 20%

改正後

繰越控除措置の創設により、**賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額を最長5年間繰越しが可能に!!**

※繰越税額控除をする事業年度において、全雇用者の給与等支給額が前年度より増加している場合に限り、適用可能
※未控除額を翌年度以降に繰り越す場合は、未控除額が発生した年度で明細書の提出が必要

よくある質問

Q

賃上げをしたけど、退職者が出て、給与等支給額が要件を満たさなかった場合、中小企業向け賃上げ促進税制は使えないの？

A

「**全雇用者の給与等支給額**」が要件となっているため中小企業向け賃上げ促進税制は使えませんが、「**継続雇用者の給与等支給額**」の要件を満たせば、**中堅企業向け**や**大企業向け**の賃上げ促進税制が活用できます。

※中堅企業向けおよび大企業向けの賃上げ促進税制には繰越控除措置はありません。

※中堅企業向けおよび大企業向けの賃上げ促進税制においても、税額控除額の計算は『全雇用者の給与等支給額』で行います。

「中堅企業向け賃上げ促進税制」の概要

対象：従業員数2,000人以下の企業(※)

(※) 資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上の企業は
マルチステークホルダー方針の公表およびその旨の届出が必要

令和6年度
税制改正で**新設**

制度の詳細については
こちらをご覧ください

	内容	税額控除率
要件	継続雇用者の給与等支給額が 対前年度と比べて+3%以上増加	10%
	継続雇用者の給与等支給額が 対前年度と比べて+4%以上増加	or 25%

※教育訓練費や両立支援等に係る上乗せ措置あり(各+5%)

→ **最大35%の税額控除**
(控除上限は法人税額等の20%)



中堅企業・大企業向け
賃上げ促進税制
(経済産業省HP)

賃上げ促進税制に関するご相談は、各窓口にお問い合わせください

税務に関するご相談
お近くの税理士へ

賃上げ促進税制の適用など、税務に関するご相談は、お近くの税理士までご相談ください。



経営改善に関するご相談
商工会議所

賃上げに向けた経営改善の相談や専門家派遣等を実施しております。
詳しくは地域の商工会議所(右記)までお問い合わせください。

